

女性の活躍に関する情報公表について

令和4年3月
学校法人二本松学院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64条)(以下、「女性活躍推進法」という。)第20条第1項、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年厚生労働省令第162号)第19条及び事業主行動計画策定指針に基づき、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表します。

◆労働者に占める女性労働者の割合

・教員	10.0%
・事務職員	37.9%
・全教職員	24.6%

※上記は、令和3年12月1日時点の数字です。